

廃蛍光管などの水銀使用製品の適正な処理についてのお願

国では、水銀廃棄物の適正な処理の実施を目的とした関係法令の改正が進められており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」および「廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則」がそれぞれ改正され、平成 28 年 4 月 1 日および平成 29 年 10 月 1 日に段階的に施行されています。

これを受け、守山市においては、これまで少量に限る蛍光管や乾電池等の水銀使用製品を守山市環境センターで受け入れておりましたが、法改正により、引き取りが出来ません。事業者の皆さまから排出される水銀使用製品につきましては、水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理していただきますようお願いいたします。

【水銀廃棄物の種別および処理方法】

水銀廃棄物の種別	種別の内容(対象となるもの)	処理方法
★水銀使用製品産業廃棄物	水銀電池、蛍光ランプ、気圧計、湿度計、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計 など	産業廃棄物
※廃水銀等	水銀使用製品の製造施設や水銀使用廃棄物から水銀を回収する施設等から排出される廃水銀を指します。	特別管理 産業廃棄物
※水銀含有ばいじん等	水銀又はその化合物が基準値以上含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さいを指します。	特別管理 産業廃棄物

★蛍光管や乾電池などは「水銀使用製品産業廃棄物」になります。「水銀使用製品産業廃棄物」の処理および収集運搬を委託する場合は、水銀使用製品産業廃棄物の処理を事業範囲に含む許可を取得している業者に委託する必要があります。なお、法施行の際、現に水銀使用製品産業廃棄物を取り扱っている業者の場合、現状の許可証に「含む」の記載がなくても取り扱うことができます。

※水銀使用製品の製造施設や水銀使用廃棄物から水銀を回収する施設等から排出される「廃水銀等」および「水銀含有ばいじん等」は特別管理産業廃棄物となります。

具体的な産業廃棄物の処理および収集運搬の業者については、[滋賀県産業廃棄物協会](#)にお問い合わせください。

【[滋賀県産業廃棄物協会](#) 077-521-2550】

※その他詳しくは、環境省ホームページにて「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。

お問い合わせ
滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
守山市役所環境生活部ごみ減量推進課
Tel 077-582-1121 FAX 077-583-3911